

議第13号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月23日提出

市会運営委員会

委員長 山下 正 人

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策局」を「デジタル統括本部、政策局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会において継続審査中の事件については、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 政策・総務・財政委員会 11人

デジタル統括本部、政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、
政策局
人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

（第2号から第8号まで省略）

「議第12号議案 及び 議第13号議案」の取り扱いに関する
運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果 (令和3年3月22日運営理事会)
1	議 案 発 送	3月23日の本会議当日席上配付
2	上 程 日	3月23日の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委員会付託	会議規則第36条第3項 及び 市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。